

つちはし事務所通信

3

March 2014



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年3月1日

注目トピックス

4月1日から産前・産後休業中も社会保険料が免除されます

女性の就労継続の支援、産休中の経済的な安定等を図るために、平成26年4月1日より産前・産後休業中の従業員も社会保険料免除となることが決まりました。現在ある育児休業時の社会保険料免除と同様に健康保険料及び厚生年金保険料を免除し、将来の年金給付に反映させる措置が行われます。

●産前産後休業とは・・・

産休は、「産前産後の休業」といい、出産を予定している女性が申し出たときは、出産予定日の6週間前(双子以上の場合14週間)また、出産後8週間は、働かせてはいけないということが、労働基準法によって規定されています。これが原則ですが、産後休業については、産後6週間経てば、本人が職場復帰を希望して、医師が差し支えないと認めた業務に就かせても良い、という例外があります。

現在、産前産後休業中の社会保険料免除はないため、無給の際にどうやって社会保険料を徴収するのか等、会社の手続きも煩雑でした。



●産前産後休業中の保険料免除

申し出により産前・産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで事業主及び被保険者双方の保険料が免除されます。

この産前産後休業中の社会保険料免除は、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となります。

✿保険料負担のイメージ✿

就業	産前産後休業	育児休業	就業	
保険料負担	保険料負担	保険料免除	保険料負担	《現在》
保険料負担	保険料免除	保険料免除	保険料負担	《H26.4.1～》

●産前産後休業を終了した際の標準報酬改定

産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合、定時決定までに保険料負担が改定前の高い金額のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の標準報酬月額を基に、標準報酬月額が改定されます。

この改定は、平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

社会保険料の免除の適用に関してご質問等ある方は、お気軽につちはし事務所までご連絡ください。

最低賃金引上げ支援対策費補助金制度(業務改善助成金)は、事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して支給されるものです。就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の1/2(上限100万円)が助成されます。対象となるのは、対象地域に事業場を置く一定の中小事業主ですが、平成25年度補正予算により、その対象地域が拡充されました。

◆◆ 平成25年度補正予算成立より対象地域に追加された7府県 ◆◆◆

埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県 (※徳島は以前から対象地域)

◆◆ 最低賃金引上げ支援対策費補助金制度(業務改善助成金)の概要 ◆◆◆

① 支給要件

ア 賃金引上げ計画の策定

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ

イ 1年当たりの賃金(時間給)の引上げ額は40円以上(就業規則等に規定)

ウ 引上げ後の賃金支払実績

エ 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

オ 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと 等

② 支給額……上記①オの経費*の2分の1(上限100万円)

③ 支給回数……賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

④ 申請先……事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

*業務改善助成金の対象経費の例

- (1) 就業規則の作成や改定(賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料)
- (2) 賃金制度の整備(賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費)
- (3) 労働能率の増進に資する設備・機器の導入(効率改善のため改装、車やレジ、機器等の購入費)
- (4) 労働能率の増進に資する研修(新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用)



詳細については是非お尋ねください。就業規則の作成や改定時の社会保険労務士の手数料や、賃金コンサル経費も、対象経費になります。この機会に就業規則や賃金制度を見直してみませんか。

4月納付分より介護保険料率が1.72%に引き上げられます！

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成26年度の協会けんぽの健康保険料率については、据え置きを決定しました。一方、介護保険料率については、本年3月分(4月納付分)より現行の1.55%から1.72%へ引き上げを決定。適用は、平成26年3月分(4月納付分)からになります。

あとがき◆つちはし事務所より

☆4月1日から消費税が8%に引き上げられますが、それよりひとし早く介護保険料率が3月分(4月納付分)より、1.55%から1.72%へ引き上げられることが決定しました。給与計算で、社会保険料を当月控除で行っている事業所様は、間違えないようお気を付けください。

☆4月からは税金も保険料も上がるばかりですが、妊婦さんにはうれしい産前産後休業中の社会保険料免除が4月からスタートします。4月以降対象となりそうな場合は、つちはし事務所までお知らせください。

☆さる2月14日金曜日、東京から辻川泰史先生、札幌から小濱道博先生を迎えての介護事業者様向けのセミナーを開催いたしました。当日は、あいにく何十年に1度かの大雪で、県内全域交通がマヒしてしまうという悪天候となつてしまいましたが、先生お二人とも無事来徳され好評のうちにセミナーを終えることができました。交通事情の悪い中おいでいただいた皆様、本当にありがとうございました。